



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載したイベントなどは、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



会議の傍聴

- 第5回八潮市高齢者保健福祉推進審議会の傍聴
日1月21日(木) 午後1時30分～3時30分
場八潮メセナ会議室
内第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について
定10人(申込順)
用1月14日から20日までに、電話で長寿介護課(☎447)へ
- 第2回八潮市地域包括支援センター運営協議会の傍聴
日2月4日(木) 午後1時30分～3時
場やしお生涯学習館多目的ホール
内①令和2年4月から9月までの地域包括支援センター活動状況について②指定介護予防支援一

- 部委託届出状況について
定10人(申込順)
用1月14日から2月3日までに、電話で長寿介護課(☎448)へ
- 第4回八潮市多文化共生推進プラン策定委員会の傍聴
日2月9日(火) 午前10時～
場市役所第2会議室
内多文化共生推進プランについて
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課(☎465)
- 第2回八潮市社会教育審議会の傍聴
日2月17日(水) 午後2時～
場八條公民館会議室1
内令和3年度社会教育事業計画(案)などについて
定5人(当日先着順)
問社会教育課(☎365)

市民課日曜窓口の閉庁およびコンビニ交付サービスの一時利用停止

区画整理の換地処分に伴うシステム作業のため、日曜窓口の閉庁およびコンビニ交付サービスを一時停止します。

日曜窓口閉庁=1月31日(日)
コンビニ交付サービス停止=1月30日(土)・31日(日)

問住民票・印鑑証明・戸籍関連、日曜窓口=市民課(☎210)
課税(所得)証明・非課税証明関連=市民税課(☎206)

文化スポーツセンターおよびエイトアリーナの休館

館内整備のため休館します。

日2月10日(水)
問文化スポーツセンター(☎996-5126)

市民温水プールの臨時休館および老人福祉センターすえひろ荘のお風呂利用の一時停止

東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設の定期点検により、お湯を沸かす蒸気供給が停止となるため、臨時休館およびお風呂の利用を一時停止します。

市民温水プール
日2月7日(日)～3月17日(水)
すえひろ荘のお風呂
日2月8日(月)～3月16日(火)
※すえひろ荘は開館しています。
問市民温水プール(☎936-6824)、すえひろ荘(☎936-9181)

交通災害共済

市町村交通災害共済は、皆さ

んの会費で運営する交通事故のお見舞金助け合い制度です。

共済期間 4月1日～令和4年3月31日
内①市内に住民登録をしている方
②①の方に扶養されていて、修学のため市外に転出している方
費年額500円
用2月1日から、市民課、駅前出張所、市内郵便局または草加工業団地郵便局へ
問市民課(☎210)

店舗診断

日2月16日(火) 午前10時～午後4時30分のうちの約1時間30分
場市内各店舗
内店舗の経営改善に取り組みたいと思っている経営者の方
内専門家が店舗に伺い、ヒヤリングなどを通じて、経営上の問題、商品構成、メニュー、店舗のレイアウトなどの問題点を抽出し、必要なアドバイスを行う
講師 水井澄人さん(全国商工会連合会登録地域プランナー)
定3店舗(申込順)
用1月14日から25日までに、電話または窓口で商工観光課(☎384)へ

市内中小企業者の方へ 利子補給金申請のお知らせ

- ①八潮市中小企業小口・近代化資金融資利子補給金
内中小企業小口・近代化資金融資を利用している方
補助金額 令和2年1月から令和2年12月までに支払った利子額の50パーセント
 - ②新規創業資金融資利子補給金
市内において、新たに事業を起こすために借り受けた資金に係る利子を補助します。
内次のすべてを満たす方
▼市内で引き続き6カ月以上住所を有する方
▼市税を完納している方
▼令和2年1月から令和2年12月の期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満の方
対象資金
▼埼玉県(起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金のうち女性・若者起業家支援貸付)
▼日本政策金融公庫(新規開業資金、女性・若者/シニア起業家支援資金、新創業融資制度)
利子補給額 借入資金を受けた日から3年以内に支払った利子額(利子が1.5パーセントを超える場合は、1.5パーセントの額)
- ①②共通—
用①は1月29日(必着)②は1月25日(必着)までに、申請書類(①は対象者へ郵送②は対象者へ郵送するほか、窓口で配布)を窓口または郵送で商工観光課(☎479)へ

「口座振替」を利用した納税

口座振替を利用すると...

- ・納付のために出向く手間が省けます。
- ・納期限内に納付することができます。
- ・現金を扱わないので安全・安心です。
- ・毎年自動的に継続されます。

申し込み手続きは簡単

- 口座振替依頼書、通帳、届出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内各金融機関または郵便局窓口でお申し込みください。
※口座振替依頼書は、納税通知書に添付している依頼書または市内の金融機関などに用意している依頼書をご利用ください。
- 国保年金課または納税課窓口では、キャッシュカードと本人確認書類での申し込みが可能です。
問納税課(☎330)

